

大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) イ から ハ (略)</p> <p><u>ニ「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</u></p> <p>(6) から (11) (略)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p><u>(6) 使用印鑑届(修了証明書に使用する印鑑)</u></p> <p><u>(7) 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</u></p> <p>(8) から (15) (略)</p> <p>3 から 4 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (略)</p> <p>第5章 指導及び調査 (略)</p> <p>第6章 その他 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>この要綱は、平成18年11月16日から施行する。ただし、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) から (4) (略)</p> <p>(5) イ から ハ (略)</p> <p><u>ニ「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</u></p> <p>(6) から (11) (略)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) から (5) (略)</p> <p><u>(6) 印鑑証明書の原本(実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出)</u></p> <p><u>(7) 研修の収支予算書及び今後2年間の財政計画書</u></p> <p>(8) から (15) (略)</p> <p>3 から 4 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (略)</p> <p>第4章 研修事業の廃止 (略)</p> <p>第5章 指導及び調査 (略)</p> <p>第6章 その他 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>この要綱は、平成18年11月16日から施行する。ただし、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p> <p>(経過措置)</p>

改正後	改正前
<p>第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用しない。</p> <p>(旧告示等による知事又は指定都市市長等が指定した事業者の指定申請の特例)</p> <p>平成18年9月30日において「旧指定居宅介護等従業者基準」第6号に掲げる日常生活支援従業者養成研修を実施する者として、大阪府知事、大阪市長、堺市長、高槻市長又は東大阪市長から指定を受けていた日常生活支援従業者養成研修養成研修事業者が、平成19年3月31日までの間に研修を開始する場合には、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する30日前（平成18年12月31日までに研修を開始する場合には14日前）までに」と読み替える。</p>	<p>第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用しない。</p> <p>(旧告示等による知事又は指定都市市長等が指定した事業者の指定申請の特例)</p> <p>平成18年9月30日において「旧指定居宅介護等従業者基準」第6号に掲げる日常生活支援従業者養成研修を実施する者として、大阪府知事、大阪市長、堺市長、高槻市長又は東大阪市長から指定を受けていた日常生活支援従業者養成研修養成研修事業者が、平成19年3月31日までの間に研修を開始する場合には、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する30日前（平成18年12月31日までに研修を開始する場合には14日前）までに」と読み替える。</p>
<p>附則 (施行期日等)</p> <p>この要綱は、平成19年2月20日から施行する。ただし、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p>	<p>附則 (施行期日等)</p> <p>この要綱は、平成19年2月20日から施行する。ただし、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成23年12月15日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成23年12月15日から施行する。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成26年11月1日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成26年11月1日から施行する。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p>

改正後

改正前

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

別表（略）

別表（略）